

用語の解説

1 事業所

事業所とは、経済活動の場所ごとの単位で、原則として、①単一の経営主体のもとで一定の場所（一区画）を占めて行われ、②物の生産や販売、サービスの提供が従業者と設備を有して、継続的に行われていることを要件とします。

一般には、商店、工場、事務所、営業所、銀行、学校、神社、寺院、病院、旅館、学習塾、個人教授所などをいいます。

ここでいう経済活動とは営利的事業のほか、非営利的活動も含まれます。また、行商やタクシーなど経済活動の場所が一定しない場合や建設工事現場などはそれを管理する事務所（個人経営などで事務所を持たない場合は、事業主の住居）を事業所としています。

なお、当該事業所に所属する従業者が1人もいなく、他の会社など別経営の事務所から派遣されている人のみで事業活動が行われている場合も調査の対象としています。

2 異動状況別事業所

(1) 存続事業所

平成13年事業所・企業統計調査で把握された事業所で、平成18年10月1日にも現存している事業所をいいます。

(2) 新設事業所

平成13年事業所・企業統計調査の調査日（平成13年10月1日）の翌日以後に開設した事業所のほか、他の場所から移転してきたものを含めた事業所をいいます。

(3) 廃業事業所

平成13年事業所・企業統計調査の調査日の翌日以後に廃業した事業所のほか、他の場所に移転したものを含めた事業所をいいます。

3 会社企業

会社企業とは経営組織が株式会社（有限会社を含む）、合名会社、合資会社、合同会社及び相互会社で、本所と支所を含めた全体をいいます。単独事業所の場合は、その事業所だけで会社企業となります。報告書では、この会社企業を「企業」といいます。

4 民営事業所

国及び地方公共団体の事業所を除く事業所をいいます。

5 経営組織

(1) 個人経営

…個人が事業を経営している場合をいいます。会社や法人組織になっていない共同経営の場合も個人としています。

(2) 法人

…法律の規定によって法人格を認められているものが事業を経営している場合をいいます。

- (3) 会社
…株式会社（有限会社を含む）、合名会社、合資会社、合同会社、相互会社及び外国の会社をいいます。ここで外国の会社とは、外国において設立された法人の支店、営業所などで、会社法の規定により日本に事務所などを登記したものをいいます。
- (4) 独立行政法人等
…独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び日本郵政公社をいいます。
- (5) その他の法人
…法人格を持っているもののうち、会社及び独立行政法人等以外の事業所をいいます。
例えば、特殊法人、認可法人、社団法人、財団法人、社会福祉法人、学校法人、医療法人、宗教法人、事業協同組合、農（漁）業協同組合、労働組合（法人格を持つもの）、国民健康保険組合、共済組合、信用金庫などをいいます。
- (6) 法人でない団体
…団体であるが法人格を持たないものをいいます。
例えば、後援会、同窓会、防犯協会、学会などをいいます。

6 事業所の産業分類

事業所の主な事業の種類（原則として過去1年間の収入額又は販売額の多いもの）により、日本標準産業分類（平成14年3月7日総務省告示第139号）に基づき分類しています。

なお、一部の小分類項目については分割したのもも小分類としています。

7 従業者

平成18年10月1日現在、その事業所に所属している従業者をいいます。その事業所に所属している従業者には、他の会社など別経営の事業所へ派遣している人又は下請として別経営の事業所へ行っている人を含みます。一方、当該事業所で働いている人であっても、他の会社や下請先などの別経営の事業所から派遣されているなど、当該事業所から賃金・給与（現物給与を含む。）を支給されていない人は従業者に含めません。

なお、個人経営の事業所の家族従業者は、賃金・給与を支給されていなくても従業者としています。

従業上の地位区分は次のとおりです。

- (1) 個人業主
個人経営の事業所で、実際にその事業所を経営している人をいいます。
- (2) 無給の家族従業者
個人業主の家族で賃金・給与を受けずに、その事業所の仕事に従事している人をいいます。家族であっても雇用者と同程度の賃金・給与を受けて働いている場合は、「常用雇用者」又は「臨時雇用者」としています。
- (3) 有給役員
法人・団体の役員で、常勤、非常勤を問わず給与を受けている人をいいます。重

役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」としています。

(4) 常用雇用者

事業所に常時雇用されている人をいいます。常時雇用されている人とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- ・ 期間を定めずに雇用されている人
- ・ 1 箇月を超える期間を定めて雇用されている人
- ・ 上記以外の雇用者のうち、平成 18 年の 8 月と 9 月にそれぞれ 18 日以上雇用されている人

(5) 正社員・職員

常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などとして雇用されている人をいいます。

(6) 正社員・職員以外

常用雇用者のうち、「正社員」、「正職員」などとして雇用されている人以外で、一般に「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」などの名称で雇用されている人をいいます。

(7) 臨時雇用者

常用雇用者以外の雇用者で、1 箇月以内の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいいます。

(8) 派遣・下請従業者

従業者のうち、いわゆる労働者派遣法にいう派遣労働者、在籍出向など当該事業所に籍がありながら、他の会社など別経営の事業所で働いている人、又は下請として請負先の事業所で働いている人をいいます。

8 本所・支所の別

(1) 単独事業所

他の場所に同一経営の本所（本社・本店）や支所（支社・支店）を持たない事業所をいいます。

(2) 本所（本社・本店）

他の場所に同一経営の支所（支社・支店）があつて、それらのすべてを統括している事業所をいいます。本所（本社・本店）の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を本所とし、他は支所としています。

(3) 支所（支社・支店）

他の場所にある本所（本社・本店）の統括を受けている事業所をいいます。上位の事業所の統括を受ける一方で、下位の事業所を統括している中間的な事業所も支所とします。支社、支店のほか、営業所、出張所、工場、従業者のいる倉庫、管理人のいる寮などが含まれます。

9 開設時期

事業所が現在の場所で事業を始めた時期をいいます。

10 企業産業分類

企業単位の産業分類で、支所を含めた企業全体の主な事業の種類（企業全体の過去1年間の総収入額又は総販売額の最も多いもの）により分類しています。

なお、分類区分は、事業所の産業分類区分と同一です。

11 資本金額

株式会社（有限会社を含む）については資本金の額、合名会社、合資会社及び合同会社については出資金の額、相互会社については基金の額をいいます。

12 親会社・子会社・関連会社

(1) 親会社

当該会社の議決権を過半数所有している会社をいいます。

ただし、50%以下であっても、当該会社を子会社とする連結財務諸表が作成されている場合は、当該連結財務諸表において当該会社の直近上位に位置する会社を親会社とします。

(2) 子会社

当該会社が50%を超える議決権を所有する会社をいいます。

また、当該会社の子会社が50%超の議決権を所有している会社も子会社とします。

このほか、当該会社及び子会社の合計で50%超の議決権を所有している会社も子会社とします。

(3) 関連する会社（議決権所有元）

当該会社に対して、20%以上50%以下の議決権を直接所有している会社をいいます。

(4) 関連する会社（議決権所有先）

当該会社が、20%以上50%以下の議決権を直接所有している会社をいいます。

13 会社成立時期

商業（法人）登記簿謄本における会社成立の年月をいいます。

14 会社の合併・分割等の状況

(1) 新設合併

2つ以上の会社のすべてが解散して合併し、新たに会社を設立した場合をいいます。

(2) 吸収合併

1つの会社が存続し、他の会社が解散して存続会社に吸収された場合をいいます。

(3) 分社・分割

会社組織の一部を分離又は分割し、新たな会社として設立した場合をいいます。

(4) 移転

当該事業所が他の場所から現在の場所に移転した場合をいいます。

(5) 正式名称を変更

会社の正式名称（登記上の名称）を変更した場合をいいます。

15 電子商取引

電子商取引とは、インターネットやインターネット以外のコンピューターネットワーク

クを利用した商取引をいいます。

ただし、決済及び同一企業内の事業所間での商取引は、ここでいう電子商取引には含まれていません。

16 電子商取引の内容

- (1) 受注
物品、サービス、配送（送信）、製造（製作）などの注文を受けること。
- (2) 発注
物品、サービス、配送（送信）、製造（製作）などの注文を発すること。
- (3) 配送等又はその手配
音楽、映像、メール新聞などのサービスの提供、物品の配送の手配をすること。
- (4) アフターサービス等その他
アフターサービスなど、上記の「受注」、「発注」、「配送等又はその手配」に該当しない電子商取引のこと。